2　参加資格

次の⑴及び⑵に掲げる要件をすべて満たす単体又は次の⑴から⑶までの要件をすべて満たす者により構成され、かつ⑷の要件を満たす共同企業体とする。

なお、本入札に参加しようとする者は⑸に示す施工計画（仮設計画）及び工事費見積書（以下「下見積書」といい内訳明細書を含む。）を提出すること。

⑴　単体及び共同企業体のすべての構成員に求める要件

①　次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

イ　破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法（平成14年法律第154号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成８年法律第95号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。

ウ　次の一に該当すると認められる者で、日本郵政株式会社が取引先として不適当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

㋐　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

㋑　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

㋒　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者

㋓　監督又は検査に際し、職務の執行を妨げた者

㋔　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

㋕　その他、日本郵政株式会社に損害を与えた者

エ　前号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等及びこれらに準ずる者、その他次に掲げる者をいう。

㋐　日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

㋑　日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

㋒　その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

オ　反社会的勢力と次のいずれかに該当する関係にある者

㋐　反社会的勢力が、経営を支配していると認められる関係

㋑　反社会的勢力が、その経営に実質的に関与していると認められる関係

㋒　自ら、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係

㋓　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係

㋔　その他、反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係

カ　反社会的勢力に自らの名義を利用させ、本入札に参加しようとする者

キ　本入札に参加しようとする者、その役員若しくは使用人等又は下請負先、委託先若しくはその他の契約の相手方が、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを確約しない者

㋐　暴力的な要求行為

㋑　法的な責任を超えた不当な要求行為

㋒　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

㋓　風説を流布し、偽計又は威力を用いて発注者の信用を毀損し、又は発注者の業務を妨害する行為

㋔　その他、前各号に準ずる行為

②　競争参加資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東京都内において、日本郵政グループ各社により競争参加（指名）停止、国土交通省関東地方整備局又は東京都から指名停止を受けている者でないこと。

⑵　単体及び共同企業体の代表者に求める要件

①　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に基づく総合評定値の通知が建築一式1,320点以上であること。なお、総合評定値の審査基準日は、入札書受付締切日の１年７か月前までとし、かつ最新のものであること。

②　平成20年度以降に元請けとして完成した、以下の要件を満たす工事の施工実績を有すること。

・人口集中地区（※）において、掘削深度が１ＦＬから最深部－10m以上かつ掘削水平投影面積が5,300㎡以上の遮水山留壁を用いた掘削工事。なお、当該掘削工事は、地下階を有する既存建物の解体工事又は新築工事に伴う工事であること。

※人口集中地区とは、原則として人口密度が１平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域をいい、平成27年国勢調査人口集中地区境界図に基づくものとする。また、国外による実績の場合は、国内の人口集中地区と同等以上と見込まれる地区とする。

③　次に掲げる要件を満たす技術者を当該工事に専任で配置すること。

ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有するものと認定した者をいう。

イ　平成20年度以降に完成した、次の要件を満たす工事を６か月以上経験していること。なお、この経験した工事は会社の施工実績と異なってもよい。

・人口集中地区において、掘削深度が１ＦＬから最深部－10m以上かつ掘削水平投影面積が5,300㎡以上の遮水山留壁を用いた掘削工事。なお、当該掘削工事は、地下階を有する解体工事又は新築工事に伴う工事であること。

ウ　申込書の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、申込書の提出期限日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

エ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（裏面に講習終了履歴の記載が無い場合は、別に監理技術者講習終了証が必要）を有すること。

⑶　共同企業体の代表者以外の構成員に求める要件

①　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に基づく総合評定値の通知が建築一式1,200点以上であること。なお、総合評定値の審査基準日は、入札書受付締切日の１年７か月前までとし、かつ最新のものであること。

②　平成20年度以降に元請けとして完成した、以下の要件を満たす工事の施工実績を有すること。

・人口集中地区において、掘削深度が１ＦＬから最深部－５m以上かつ掘削水平投影面積が2,700㎡以上の遮水山留壁を用いた掘削工事。なお、当該掘削工事は、地下階を有する既存建物の解体工事又は新築工事に伴う工事であること。